

報告第2号

専決処分(損害賠償の額の決定及び和解)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき議会が指定した市長の専決処分事項の項目である下記の事件を次のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月20日提出

備前市長 吉 村 武 司

記

専決第5号 物損事故損害賠償額の決定及び和解

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和6年2月5日

備前市長 吉村 武司

| 専決 番号 | 事 件 名 | 賠 償 金 | 保 険 等 補 填 額 | 相 手 方 | 事 件 の 概 要 |
|----------|------------------------------|--------------|--------------|-------------------|--|
| 5 | 物損事故 損害賠償 額の決定 及び和解 | 円 456,000 | 円 456,000 | 美作市***** ***** | 令和5年12月12日午後5時頃、相手方車両が備前市立伊部小学校北門を通過しようとしていたところ、ストッパーをかけたままに開けていた門扉が強風のため突如動き出して当該車両に接触し、左側面が損傷したものと |

位置図



事故現場見取図



地図出典：国土地理院地図